

井川暮らし応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県外に在住する方の本町への移住促進を図るために実施する井川暮らし応援補助金（以下、「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県外の市区町村から転入する者（転入前3年以上継続して県外の市区町村に居住していた者に限る。）

(2) 就労に関し次のいずれかに該当する者

ア 町内で新たに常用雇用される者

イ 町内で新たに事業を営もうとする者

ウ その他町長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者になることができない。

(1) 世帯の構成員に本町町税を滞納している者がいる場合

(2) 世帯の構成員に暴力団、暴力団員、これらの者と密接な関係を有する者がいる場合

(3) 補助金を申請しようとする者又はその同居人が、転入後において、地方公務員（会計年度任用職員、臨時的任用職員および特別職非常勤職員を除く。）として勤務しようとする場合

(4) 世帯の構成員に過去に同補助金の交付を受けた者がいる場合

(補助の範囲)

第3条 町長は予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、15万円とする。

2 補助対象者が県外出身者である場合は、前項の額に15万円を加算する。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、井川暮らし応援補助金交付申請書（様式第1号）および誓約書兼同意書（様式第2号）を町長へ提出しなければならない。

- (1) 転入前の住所地の住民票
 - (2) 本町町税に未納がないことを証する納税証明書（本町町税が課税されていない場合にあっては、固定資産税に係る資産なし証明書）
 - (3) 就業証明書（様式第3号。町内で新たに常用雇用される者に限る。）または第2条第1項第2号に掲げる条件を満たすことが確認できる書類の写し
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請において、県外出身者の場合は、前項各号の書類に加え、戸籍謄本、住民票を添付しなければならない。
- 3 第1項各号に掲げる書類および前項に規定する書類について、申請時に添付できないやむを得ない事情があると認められるときは、町長は、これらの書類を後日提出させ、又は同等の内容を確認できる書類の提出でこれに代えさせることができる。

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、当該交付申請があった日から14日以内に交付の可否を決定し、井川暮らし応援補助金交付決定通知書（様式第4号）又は井川暮らし応援補助金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの井川暮らし応援補助金交付請求書（様式第6号）の提出による請求に基づき行うものとする。

（是正のための措置）

第8条 町長は、補助事業の遂行に関し必要と認めるときは、交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、別表に規定する事情により、第1号に掲げる事実が生じることがやむを得ないと市町が認めるときは、この限りでない。

- (1) 転入日以降1年以内に町外に転出した場合
- (2) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。
- (3) 偽り又は不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (4) 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

2 交付決定者は、前項第1号に掲げる事実が生じる蓋然性がある場合又は事実が生じた場合は、町長に対し、井川暮らし応援補助金に係る転出理由申出書（様式第7号）により、別表の各号のいずれかの事情に該当する旨の申出をすることができる。

3 前項の交付決定者は、同項の申出をする場合には、別表の左欄に掲げる事情に該当する旨を、同表右欄に掲げる書類をもって示さなければならない。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、井川暮らし応援補助金返還請求書（様式第8号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

事情	事情を証する書類
（１）雇用企業等の倒産	雇用企業等が倒産したことを確認することができる書類 当該企業等に勤務していたことを確認することができる書類
（２）交付決定者又は当該交付決定者と同居する者が経営する企業等の倒産	交付決定者又は当該交付決定者と同居する者が経営する企業等が倒産したことを確認することができる書類 当該企業等を経営していたことを確認することができる書類
（３）交付決定者又は当該交付決定者と同居する者の罹災	罹災証明書
（４）交付決定者又は当該交付決定者と同居する者の病気	診断書（90 日以上の期間の療養が必要であつて、就業が困難と認められる内容であるもの） 町長が必要と認める書類
（５）その他町長がやむを得ないと認める事情	町長が必要と認める書類